

日本定量 NMR 研究会 (2018 年 10 月 31 日設立)

運営細則

(目的)

第 1 条 この細則は、日本定量 NMR 研究会 会則(2018 年 10 月 31 日制定 以下「会則」という)第 12 条の規定に基づき必要な事項を定め、日本定量 NMR 研究会の運営等に関する適正な処理を図ることを目的とする。

(役員交通費等)

第 2 条 会則第 8 条第 1 項により幹事長に招集され、役員会議に出席した者の交通費および宿泊費等は当該出席者の自己負担とする。

(本会の住所)

第 3 条 本会の住所は事務局のある東京都昭島市武蔵野 3-1-2 (株) JEOL RESONANCE (経営企画室) とする。

(会計)

第 4 条 会計責任者は、幹事長とする。

2 本会の運営には、次の資金(年会費等)をあてる。

会員年会費

年会参加費

広告収入

寄付金

その他の収入

3 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から、翌年 3 月 31 日までとする。

なお、2019 年度については、2019 年 12 月 13 日～2020 年 3 月 31 日とする。

4 年度会計は、会計監事の監査を受け、幹事会の承認を経た後、会員に報告する。

(会計事務)

第 5 条 会計事務および出納事務は、事務局がその任にあたる。

2 収支計算書等会計に関する帳簿および伝票により所要の事項を整然かつ明瞭に記録・保存する。なお、帳簿等の記録、保存については、電子媒体にすることができる。

3 会計に係る帳簿、伝票および書類は、当該会計年度終了の翌日から 7 年間保存する。

4 金銭の出納、保管については、会計責任者の承認を得る。

5 預金口座開設等の取引の開始または廃止にあたっては、幹事会の承認を受けなければならない。

6 金融機関等に対して使用する印章の保管および押印については、会計責任者が行うものとする。

7 金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。

ただし、銀行振込、キャッシュレス決済等、直接現金を収受しない場合はこの限りではない。

8 領収証は会計責任者が発行する。

- 9 事務局が金銭を支払う場合には、最終受取人からの請求書、その他取引を証する書類に基づいて、支払伝票により、会計責任者の承認を得て行うものとする。
- 10 金銭の支払いについては、最終受取人の署名のある領収証を受取らなければならない。ただし、所定の領収証を受取ることができない場合は、支払証明書をもってこれに代えることができる。
- 11 銀行振込の方法により支払を行う場合は、振込通知書等をもってこれに代えることにより、前項による領収証を受取らないことができる。
- 12 金銭の支払方法は、原則として銀行振込、小切手、または現金によるものとする。
- 13 会計責任者は、日々の現金支払いに充てるため、手持現金をおくことができる。ただし、現金の保管については、事務局等に移管する事ができる。
- 14 事務局は、現金については、毎月の現金出納終了後、その残高と帳簿残高とを照合しなければならない。

(年会費)

- 第6条 本会の「会員年会費」は、1,000円とし、2020年度以降の会計年度ごとに前納で徴収する。
- 2 新規入会を希望する会員は、初回の会費納入が確認され、会員名簿に登録が完了した日から会員資格を取得するものとする。
 - 3 本会は、会員名簿に登録された会員に対し、新年度の会費納入に関する通知を行い、会員名簿の更新登録についての意思確認を行う。
 - 4 会員資格期間の終期は、原則として当該年度の3月31日とするが、前項の通知で新年度会費納入の締切日が指定される場合、その締切日までは猶予される。
 - 5 年会費等の納入にあたっては、本会の指定する方法により行うものとし、振込手数料等は、入会希望者または会員が負担するものとする。
 - 6 年会費等については、事前の一括納入を認めるが、一旦納入された年会費等は、退会や逝去された場合でも原則として返金しない。

附 則

この細則は、2018年10月31日から施行する。

(履歴) 2019年6月18日 改定

2019年12月13日改定 第4条(会計)、第5条(会計事務)、第6条(会費)